

1. はじめに

補助金等は、公的団体への支援や市民活動の活性化などを通し、行政目的を効果的に達成するため重要な役割を果たしている。

しかし、補助金等の交付が長期化・固定化することで既得権化し、自主運営の意欲が薄れたり、公平性が失われてしまうことになりかねない。また、限られた財源の中、時代の変化に即応した新たな施策を進めるためには、既存の補助金等の見直しが必要である。

本委員会では、平成 19 年度に 169 件の補助金等を審査し、その結果を市長に報告した。市はこの報告に基づき、平成 20 年度予算において新規補助金の創設により総額は増えたものの、従前の補助金等のうち 22 件を廃止し、35 件を見直して 5,813 万 8 千円を削減した。

本年度は前回審査から 3 年が経過することから、ひたちなか市補助金等審査委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき既存の補助金等の継続改廃についての審査について市長から要請された。本委員会では、この要請に基づいて 141 件の補助金等を審査し、12 件について廃止、25 件について見直しの審査結果を取りまとめた。

2. 審査の視点

補助金等は 地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められているように、公益目的を達成する事業に対しての支援制度である。

公益目的を達成する主体が必ずしも自治体である必要はなく、今では市民団体や NPO が事業主体となっている。

そこで今回の補助金等の見直しに当たって、次の 2 つの視点に立ち審査することとした。

(1) 行財政改革の視点

長引く景気低迷の影響を受けた厳しい財政状況の中で、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治運営の基本原則から行財政運営の効率化が求められている。

補助金等は、公益上の必要性が認められ、自主財源の確保を行ってもなお不足する部分を必要最低限の範囲で補助するものである。

(2) 市民協働の視点

まちづくりは行政だけが行うのではなく、市民も参加する協働のまちづくりが求められ、行政とボランティアや NPO などの市民団体との連携は欠かせない。

補助金等は、市民協働のまちづくりを支援し、市民の自主的な活動を促進するものである。

3. 審査方法

平成 22 年度に 3 年の交付期限を迎え、平成 23 年度からの予算計上を希望する補助金等 141 件について審査を行った。

審査は、補助金等の概要等を把握するため所管課から提出された補助金等調査票や負担金・補助金見積明細書、補助団体の収支決算書等の内容の確認と補助金等を所管する所管課職員に対する質疑応答を通して行った。

4. 審査結果

審査結果は次のとおりであるが、この審査結果にとらわれることなく、補助金等の効果が薄いと考えるものについては自発的、積極的に見直しされたい。

個別の補助金については、平成 22 年度補助金等審査結果一覧を参照されたい。

(1) 廃止すべきであると考えられるもの (12 件)

- ・長期間の補助で、目的効果が乏しいもの、または固定化、既得権化しているもの。
 - ・社会情勢の変化等により、目的にそぐわないもの。
 - ・委託事業に対する支出で補助金等にそぐわないもの。
 - ・公益性が低いもの。
 - ・自主運営が可能なもの。
 - ・目的達成のためには他の手法がふさわしいもの。
 - ・対象が限定的なもの。
- など

(2) 見直しが必要であると考えられるもの (25 件)

- ・他の補助金等と統合整理が必要であると考えられるもの。
 - ・事業展開、事業内容を見直すべきもの。
 - ・自主財源を確保し、自立した運営を促す必要があるもの。
 - ・繰越金とのバランスから減額すべきもの。
 - ・適切な補助金額に見直すべきもの。
 - ・団体の効率的な運営が求められるもの。
 - ・補助対象の見直しが求められるもの。
 - ・補助効果の検証が必要なもの。
 - ・補助金額の決定に工夫が必要なもの。
 - ・補助率を見直すべきもの。
- など

(3) 継続を可とするもの (104 件)

5. 意見

前項の審査結果を提起する過程において検討した課題・問題点を踏まえ、本委員会では以下の意見を提起する。市は今後の補助金等の交付及び補助団体の指導に当たり十分に考慮されたい。

(1) 運営補助のあり方

団体の運営経費は本来その団体の構成員が負担すべきものであり、その存在に公益性があるため運営基盤が脆弱な団体の運営経費を支援する場合においても、団体が自立するまでの間に限って期間を定めて交付すべきである。

団体が自立して自主運営していくためには、市と市民の協働による役割分担の観点からも、会費・事業収入等の自主財源は重要である。団体の自主財源確保を促すために、所管課は団体への適切な指導を行うべきである。また、人件費や管理費に対する補助は、補助の長期化、補助金等の増加を招くことになるため、運営の自立を促して縮減に努める必要がある。

(2) 事業補助への移行

補助金等は行政目的と合致する事業に対して補助されるべきであり、事業計画が立てられ事業目的の達成に向けて行政の資金援助が必要と判断されたときに交付すべきである。

(3) 委託事業への移行

委託事業に対する対価として支払われているような補助金等が見受けられた。事業内容を検討し、補助金等から業務委託に切り替えるべきものは変更すべきである。

(4) 繰越金

前回審査時は繰越金が比較的多い団体が見受けられたが、今回の審査では全体的に繰越金は減少しており、各団体の努力が窺えた。それでも繰越金が多い団体はまだあり、経常的に繰越金が発生する場合は、団体の自主運営の可能性が高いと思われるため削減や廃止などの見直しが必要である。場合によっては概算払いの際に交付決定額と繰越金額の差額内で支出することも考慮すべきである。

(5) 補助対象団体の財務内容の把握

公共的団体や外郭団体は、その活動や収支状況が一般に公表されない場合が多く、活動内容や補助の目的・効果が市民に見えにくいため、補助団体に対する市の厳格なチェックと指導監督が求められる。団体の財務状況を分析して財政的支援の必要性を判断する必要がある。

(6) 補助の効果の検証

補助の効果の検証や評価が十分に行われていないものが見受けられた。補助金等が市の進める施策にどのように反映されたかを、評価基準や成果指標を設定し、検証、評価を行うことが必要である。

6. おわりに

本委員会は第三者機関として「市民の視点・市民の感覚」に立ち、市の補助金等を審査し、その結果をこの報告書にまとめた。

審査は、公益性・透明性・適正性を念頭に行った。

補助金等については今後も一定の周期で検討し、社会情勢の変化や市民のニーズに沿った形での審査が必要である。

市税収入の減少や社会保障関係費等義務的経費の増加により厳しい財政運営が続くことが予想される中、補助金等の制度については身の丈にあったものが求められる。

市は、この審査結果をしっかりと受け止め、「市民と協働のまちづくり」の具現化に向けて補助金等の制度を有効に活用されたい。